家庭系パソコン回収・リサイクルの制度概要について

経済産業省商務情報政策局情報通信機器課環境リサイクル室環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 経緯

平成12年12月 産業構造審議会パソコン 3 R分科会及び厚生省(現環境省)パソコン等 リサイクル検討会の合同会合において、事業系パソコンの回収・リサイ クルの方向性を示した報告書取りまとめ。一方、家庭系パソコンについ ては回収の実効性を高める方策等について検討継続。

平成13年4月 「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき事業系パソコンの 回収・リサイクル開始。

平成13年7月 産業構造審議会パソコン3Rワーキンググループ及び環境省パソコン リサイクル検討会の合同会合を設置し、家庭系パソコンのリサイクルの あり方について審議開始。

平成14年5月 6回にわたる合同会合の検討を踏まえ、報告書取りまとめ。

平成15年4月 改正省令の公布。

平成15年10月 家庭系パソコンリサイクルの開始(予定)。

2.家庭系パソコンの現状

(1) 国内出荷、普及の状況

家庭系パソコンの国内出荷は、平成12年度におけるパソコンの国内出荷12,102千台のうち、40.2%の4,865千台が家庭向けと推定される。パソコンの販売は中期的には増勢傾向を持続すると考えられるが、技術進歩や市場変化が激しいことから長期的には家庭系パソコンの市場規模が縮小する可能性もある。

家庭系パソコンの推定国内出荷

(単位:千台)

		7年度	8年度	9 年度	10年度	11年度	12年度
J	(ソコン合計	5,704	7,192	6,851	7,538	9,941	12,102
	家庭系パソコン計	1,768	2,272	2,124	2,450	3,420	4,865
	デスクトップ型	1,254	1,467	1,189	1,291	1,777	2,360
	ノートブック型	514	805	935	1,159	1,643	2,505

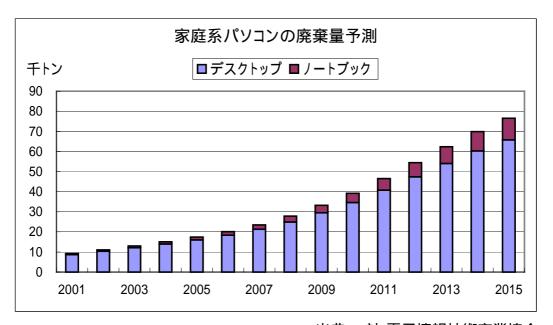
出典:(社)電子情報技術産業協会

(2) 流通・販売の状況

家庭系パソコンは、そのほとんどがパソコン専門店、家電量販店等の小売店を通じて 販売され、商品の輸送はデスクトップ型では約半分、ノートブック型では約7割が持ち 帰りである。なお、配達される場合も、宅配便が用いられているのが特徴である。

(3) 保有・排出の状況

家庭系パソコンの排出量は、平成13年度で約9千トン程度と推定されるが、パソコンの販売が一定の増勢を持続すると仮定すれば十数年後には現在の約8倍に達する見込み。



出典:(社)電子情報技術産業協会

(4) 処理の状況

使用済みの家庭系パソコンは、これまで、そのほとんどが自治体により「粗大ごみ」、「不燃ごみ」として処理されている。

3.家庭系使用済みパソコンの回収・再資源化(リサイクル)の制度設計を行う上での基本的考え方

(1) 制度の枠組み

事業系パソコンと同様、「資源の有効な利用の促進法に関する法律」に基づく「指定 再資源化製品」として、回収・再資源化(リサイクル)が実施される。

パソコンは購入に際し持ち帰り比率が高く小売店による配達が少ないこと、買換えであっても蓄積されたデータの移替え等の必要性から多くの場合排出時点が購入時点と異なることなどにより、販売店回収が主たる回収ルートにならないことから、家電リサイクル法とは異なる仕組みが必要。

(2) 回収・再資源化義務者

パソコンの製造及び輸入販売業者(メーカー等)が回収・リサイクルの義務者となる。 製造及び輸入販売業者が、自ら製造等したパソコンについて回収・リサイクルの義 務を持つものであり、自作パソコン等については回収・リサイクルの法律上の義務 者は不存在。

(3) 関係者の役割

販売店、消費者、自治体等の関係者は回収・リサイクルに当たって法的な義務を負う ものではないが、メーカー等が実施する家庭系使用済みパソコンの回収・リサイクルが 円滑に実施されるよう協力していく必要がある。

・販売店の役割

消費者とメーカー等の接点に位置することから、消費者に対するリサイクルの周知、 広報等を通じて、本制度の円滑な運用に協力する。

・消費者の役割

メーカー等の行う回収・リサイクルが円滑に実施されるように、リサイクル料金の 適切な負担、メーカー等への使用済みパソコンの引渡し等に協力する。

・自治体の役割

メーカー等による回収・リサイクルの実施を踏まえ、家庭から排出される使用済みパソコンの取扱い方針を決定するとともに、住民に対してメーカー等の回収・リサイクルが促進するよう制度の普及、広報に努める。

(4) 対象機器

家庭から排出されるデスクトップパソコン本体、表示装置(ブラウン管式又は液晶式)、 ノートブックパソコン。(原則として、重量が1kg以下のものを除く。)

メーカー等がパソコンと一体として販売したキーボード、マウス、ケーブル、コネクタ等の付属品については、パソコンと一緒に排出された場合には併せて回収する。

(5) 回収の方法

メーカー等が指定回収場所を設け、指定回収場所に持ち込まれたパソコンを引き取る。 ただし、回収の実効性を高めるために、メーカー等が販売店、自治体等の協力を得て、 消費者にとって利便性の高い指定回収場所網を設置するとともに、宅配便等を活用した 効率的な戸口回収サービスを提供することを検討する。

JEITAのPC3R事業参加メーカーは郵政公社と提携し、郵便局(約2万カ所。簡易郵便局を除く。)を「指定回収場所」とする一方、「ゆうパック」による戸口回収を実施する予定。

(6) リサイクルの方法

メーカー等が引き取ったパソコンは基準に従ってリサイクルする。なお、基準は事業 系パソコンと同じで、平成15年度において以下の再資源化率を達成する。

デスクトップ本体 50%ノートブックパソコン 20%ブラウン管式表示装置 55%液晶式表示装置 55%

再資源化率は回収した使用済パソコンの製品重量に対する、再生部品、再生資源等 として再資源化が行われた重量の合計の割合である。

(7) 費用負担

パソコンについては、小型軽量で消費者が持ち運びし易い商品であり、自治体の収集 するごみと一緒に排出される可能性が高いこと、不法投棄懸念があること等から、リサ イクル費用の販売時負担方式が導入された。

<制度実施後に販売される家庭系パソコン>

制度実施後に販売される家庭系パソコンが使用済みとなってメーカーの指定回収 場所に持ち込まれた時には、メーカー等は無償で回収しリサイクルする。

<制度実施前に販売された家庭系パソコン>

制度実施以前に販売された家庭系パソコン(既販品)については、排出時にリサイクル費用の負担を求めた上で回収しリサイクルする。

JEITAパソコン3R事業参加メーカーは、銘板又は銘板周辺に「PCリサイクルマーク」を表示し、PCリサイクルマークが表示された製品については排出時には無償で回収しリサイクルする予定。

4. リサイクルの円滑な実施に向けて

家庭系パソコンの回収・リサイクルは平成15年10月1日から実施することとなっており、メーカー等は実施に向け、回収及びリサイクル実施の仕組みの検討と体制構築、廃棄物処理法に基づく諸手続等の準備に取り組んでいる。

しかし、メーカー等の取組が実効性を上げるためには、排出者である消費者の理解と協力が不可欠であり、このため、各自治体、販売店におかれては地域住民に対して、制度の普及、広報について、特段の配慮をお願いするとともに、リサイクルが促進されるよう積極的な協力・支援をお願いしたい。